

関 係 資 料

- 1 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例 ————— P 1
- 2 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則 —— P 6
- 3 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領 —— P 12
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ————— P 15
- 5 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の
整備に関するかごしま県民条例 —— P 24

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条—第16条）

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策（第17条—第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。

しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。

本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人とない人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなく全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策（以下「障害者差別解消施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

- 2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(障害を理由とする差別の禁止)

第8条 次条から第16条までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

(福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

(医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。

2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定してはならない。

(公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備(以下「公共的施設」という。)の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、その管理する旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。)を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領

を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策 (相談への対応)

第17条 県は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

- 2 県は、前項の相談を受けたときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への通告、通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置)

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。

- 2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置)

第19条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、あっせんを行うこと。
 - (2) 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。
- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第17条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終わったとき又はあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告及び公表)

第22条 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあつせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あつせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第23条 知事は、前条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、かつ、その者又はその代理人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第24条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があつたものに対し、表彰を行うものとする。

(普及啓発)

第25条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第19条第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後3年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成27年12月25日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成28年4月1日)

附 則(平成29年3月24日条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則

平成26年9月30日

規則第39号

改正 平成30年3月30日規則第18号 令和3年3月30日規則第28号

令和6年3月29日規則第21号

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則をここに公布する。

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 相談対応記録（第3条）

第3章 鹿児島県障害者差別解消支援協議会（第4条—第10条）

第4章 あっせん（第11条・第12条）

第5章 勧告及び公表（第13条・第14条）

第6章 意見陳述の機会の付与（第15条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 相談対応記録

第3条 条例第18条第1項の相談員は、条例第17条第2項に規定する相談への対応を行ったときは、相談対応記録票（別記第1号様式）を作成し、その内容を明確に記録しなければならない。

第3章 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

（組織）

第4条 条例第19条第1項の鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 福祉，医療，雇用，教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。

2 会議は，委員の過半数が出席しなければ，開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 会議の議事に直接の利害関係を有する委員は，その議事に加わることができない。

(部会)

第8条 協議会は，その定めるところにより，部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は，会長が指名する。

3 部会に部会長を置き，会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は，当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき，又は部会長が欠けたときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

6 協議会は，その定めるところにより，部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は，部会について準用する。この場合において，同条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(平30規則18・令6規則21・一部改正)

(協議会の定める事項)

第10条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 あっせん

(あっせんの申立て)

第11条 条例第20条第1項又は第2項の申立てをしようとする者は、あっせん申立書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(あっせんの不実施等)

第12条 知事は、条例第21条第4項の規定により、協議会からあっせんを行わない旨の報告を受けたときは、あっせん申立書を提出した者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、条例第21条第4項の規定により、協議会からあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせん申立書を提出した者及び障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 勧告及び公表

(勧告の方式)

第13条 条例第22条第2項の規定による勧告(以下「勧告」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行った者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の原因となる事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(公表の方法)

第14条 条例第22条第3項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ掲載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行った者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 勧告の要旨

(4) その他知事が必要と認める事項

第6章 意見陳述の機会の付与

(意見陳述の機会の付与の方式)

第15条 条例第23条の規定による意見陳述（以下「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、次に掲げる事項を記載した書類（以下「意見書」という。）を提出してしなければならない。

(1) 公表に係る者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 公表に対する意見

(3) その他必要な事項

(意見陳述の機会の付与の通知の方式)

第16条 知事は、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日）の1週間前までに、公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される公表の内容

(2) 意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(3) 意見陳述に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 知事は、公表に係る者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、同項第2号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を県庁前の掲示板に掲示することによって行うことがある。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第17条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第2項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「公表当事者」という。）の代理人は、各自、公表当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

2 公表当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（別記第3号様式）及び公表当事者が代理人に対して公表当事者のために意見陳述に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を知事に提出しなければならない。

3 公表当事者は、選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別

記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第18条 公表当事者は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見陳述期日等変更申出書(別記第5号様式)により意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出により、又は職権で、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更したときは、公表当事者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(口頭による意見陳述の聴取)

第19条 知事は、口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その指名する職員に意見陳述を録取させるものとする。

2 前項の規定により意見陳述を録取する者(以下「意見陳述録取者」という。)は、意見陳述の冒頭において、予定される公表の内容を公表当事者に対し説明しなければならない。

(意見陳述調書)

第20条 意見陳述録取者は、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成しなければならない。

(1) 口頭による意見陳述の件名

(2) 口頭による意見陳述の日時及び場所

(3) 意見陳述録取者の氏名及び職名

(4) 口頭による意見陳述の期日に出頭した公表当事者の住所及び氏名

(5) 口頭による意見陳述の期日に出頭しなかった公表当事者の住所及び氏名並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 公表当事者の口頭による意見陳述の要旨

(7) 証拠書類等が提出されたときは、その名称

(8) その他参考となるべき事項

2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事が適当と認めるものを添付して意見陳述調書の一部とすることができる。

3 意見陳述録取者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等の場合における措置)

第21条 知事は、公表当事者が正当な理由なく第16条第1項第2号の提出期限(第18条第2項の規定により延長された提出期限を含む。)までに意見書を提出しない場合又は同号の出頭すべき日時(第18条第2項の規定により変更された出頭すべき日時を含む。)に出頭しない場合には、当該公表当事者に対し改めて意見陳述の機会を与えないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月30日規則第18号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第28号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第21号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）が行うあっせんに関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの開始)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、条例第21条第1項の規定に基づく知事の求めがあったときで、あっせんが対象事案の解決に資すると認められる場合は、当該対象事案を担当する部会を設置し、当該部会に属すべき委員3名及び当該委員の中から部会長となる委員を指名するものとする。

2 当該対象事案に関しては、当該部会の決議をもって協議会の決議とする。

3 部会は非公開とする。

(あっせんの不実施)

第3条 条例第21条第2項のあっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 障害を理由とする不利益な取扱いであるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア 行政庁の処分又は職務執行である場合

イ 裁判において係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するものである場合（法令に基づき他の機関が行うあっせん、調停に関するものを含む。）

ウ 具体的な行為が存在しない場合（制度や政策に対する意見である場合）

(2) 求めるあっせんの内容が、次のいずれかに該当する場合

ア 違法な内容である場合

イ 明らかに実現不可能な内容である場合

ウ 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対する損害賠償の請求が内容である場合

(3) 協議会が決議した事項に関する再申立てである場合

(4) その他、会長が、あっせんが対象事案の解決に資すると認められないと判断した場合

2 会長は、前項各号に掲げる場合はあっせんを行わないこととし、その旨及び理由を知事に報告するものとする。

(部会の任務)

第4条 部会は、対象事案当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、対象事案が解決されるよう努めるものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 部会は、対象事案当事者間のあっせんをするために、あっせんの期日及び場所を定めて対象事案当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された対象事案当事者は、部会の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。
- 3 前項の許可は、様式第1号による補佐人許可申請書により申請するものとする。
- 4 対象事案当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、部会の許可を得なければならない。
- 5 前項の許可は、様式第2号による代理人許可申請書に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して申請するものとする。

(あっせんの場所)

第6条 あっせんは、原則として鹿児島県庁舎において行う。

(あっせん案の提示)

第7条 部会は、対象事案当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第8条 部会は、次に掲げる場合は、紛争が解決する見込みがないものとしてあっせんに打ち切ることができる。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者があっせんに応じない場合
 - (2) 対象事案当事者の主張の隔たりが大きく、妥協点を見出すことができない場合
 - (3) 対象事案当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出た場合
 - (4) 対象事案当事者の一方又は双方があっせん案の受諾を拒んだ場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、部会が、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めた場合
- 2 部会は、あっせんの打ち切りを決定したときは、その旨及び理由を会長に報告するものとする。
 - 3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。
 - 4 会長は、あっせんの打ち切りの決定が第1項第4号の場合で、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案の受諾を拒んだ場合であるときは、知事に対して条例第22条第1項に規定する勧告をすることを求めることができる。

(あっせん申立ての取下げ)

第9条 あっせんを申し立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の申立ての取下げは、様式第3号によるあっせん申立取下書を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、前項の取下書の提出があったときは、速やかに協議会及び障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者にその旨を通知するものとする。

(あっせんの終結事由)

第10条 あっせんは、次に掲げる事由により終結する。

(1) 対象事案当事者の双方があっせん案を受諾することで対象事案が解決したとき

(2) 対象事案当事者間で自主的に対象事案が解決したとき

(3) あっせんの申立てが取り下げられたとき

(会長への報告等)

第11条 部会は、あっせんの経過について適宜会長に報告するものとする。

2 部会は、あっせんが終わったときは、その旨を会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

(協議会への報告)

第12条 部会長は、あっせんの経過及び結果について、直近に開催される協議会の会議において報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

改正 令和三年六月四日法律第五六号

同四年六月一七日同第六八号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続

的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独

立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
- 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他

の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令三法五六・一部改正)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ

ならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(令三法五六・一部改正)

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(令三法五六・一部改正)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定

により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和五年政令第六〇号で令和六年四月一日から施行)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備 に関するかごしま県民条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及等（第7条—第16条）

第3章 鹿児島県手話施策推進協議会（第17条）

附則

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語である。

鹿児島県では、明治33年に盲啞者教育のための私立学校が創立され、明治35年に「聾啞教授手話法」を発行し、専ら手話法によるろう教育を行うなど、手話は、ろう者の言語として使用されていた。

一方で、手話は、法的に言語として認められておらず、昭和初期には、口話法によるろう教育への切替えがなされるなど、社会的にも制度的にも手話を習得し、使用することが制約された時代が長く存在している。

こうした中であっても、手話は、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

平成18年に、国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義され、言語として国際的に認知され、平成23年に改正された障害者基本法では、手話が言語に含まれること、すなわち、手話が言語であることが法的に認められた。また、ろう者が意思疎通の手段として手話を選択し、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大が明確化された。

平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置付けは、制度的には確立された。

しかしながら、ろう者にとって音声言語である日本語の習得は容易ではなく筆談等では意思疎通が図れないことがあることや手話が日本語とは異なる独自の言語であることについて、県民の理解はいまだ十分に深まっているとは言い難く、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、鹿児島県では、平成11年に「鹿児島県福祉のまちづくり条例」を制定し、全ての県民が、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる環境づくりを推進している。

また、平成26年に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできているところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現す

るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定め、県の責務等並びに県民、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳を行う者及び事業者その他の関係者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及等は、手話が、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとともに、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

(市町村等との連携及び協力等)

第4条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）並びに県民等と連携し、及び協力するものとする。

2 県は、手話の普及等に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が手話の普及等に関する施策を実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進に努めるものとする。

- 3 手話通訳を行う者は、手話通訳に関する知識及び技能の向上並びに基本理念に対する県民の理解の促進に努めるものとする。
- 4 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮)

第6条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に十分配慮するものとする。

第2章 手話の普及等

(施策の策定及び推進)

第7条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 鹿児島県障害者施策推進協議会条例（昭和49年鹿児島県条例第21号）第1条の鹿児島県障害者施策推進協議会（以下「障害者施策推進協議会」という。）は、県が前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から障害者基本法第11条第5項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。
- 4 知事は、毎年度、第1項に規定する施策の前年度の実施状況について、県議会に報告し、これを公表するものとする。
- 5 県は、第1項に規定する施策について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(手話を習得するための支援体制の整備)

第8条 県は、市町村等と連携し、聴覚障害者が乳幼児期からその家族その他の関係者とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供及び相談、手話に接する機会の確保その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

- 第9条 県は、市町村等並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。
- 2 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発

信に努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話によりその安全を確保するために必要な情報を取得することができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話通訳を行う人材の育成等)

第11条 県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(学校における取組の推進)

第12条 ろう者である幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等及びその保護者等に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、ろう児等及びその保護者等の手話に関する教育に係る相談及び支援に努めるものとする。

(観光旅行者等への対応)

第13条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

(事業者への支援)

第14条 県は、第5条第4項の規定により手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 鹿児島県手話施策推進協議会

(手話施策推進協議会)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」

という。) を設置する。

- (1) 第7条第2項の規定により，障害者施策推進協議会に意見を述べること。
 - (2) この条例の施行に関する重要事項について，知事に意見を述べること。
- 2 この条例に定めるもののほか，協議会に関して必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第7条第4項の規定は，令和3年4月1日から施行する。